

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算

介護の人材確保のため従来の処遇改善加算に加え更なる処遇改善を進める目的で設けられた加算です。一定の基準により、介護職員以外の処遇改善も可能です。

令和2年度

特定処遇改善加算の取得期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

職員の賃金改善期間：令和2年6月1日～令和3年5月31日

当法人の加算取得状況

事業所名	サービス種類	加算の区分
特別養護老人ホーム恵風苑	介護老人福祉施設	特定処遇改善加算(I)
恵風苑ショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護	特定処遇改善加算(I)
恵風苑デイサービスセンター	通所介護	特定処遇改善加算(I)
恵風苑デイサービスセンター	介護予防型通所サービス	特定処遇改善加算(I)

賃金改善を行う職員の範囲

- ・経験・技能のある介護職員
介護福祉士の資格を有し、当法人において勤続年数10年以上の介護職員
介護福祉士の資格を有し、主任または副主任以上役職である介護職員
- ・他の介護職員
介護福祉士の資格を有し、当法人において勤続年数10年未満の介護職員
- ・その他の職種の職員
介護職員以外の職員で、対象となる職員

支給方法

特定改善手当として支給します。

介護職員等特定処遇改善加算取得に係る職場環境等の要件についての取組

資質の向上	・働きながら介護福祉士を目指すものに対する実務者研修受講支援や、資質の向上に資する各種研修の受講支援
労働環境・ 処遇の改善	・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度の導入 ・健康診断の結果、要再検査の指示を受けた者の再検査費用負担 ・健康や医療メンタルケア等に関する電話相談サービス利用制度の導入
その他	・介護福祉士取得による、非正規職員から正職員への転換